

墨田区総合教育会議 議事録

1 日時等について

日時	平成27年8月20日(木) 午後3時30分		
場所	区役所17階 第2委員会室		
開会	午後3時30分		
閉会	午後5時15分		
出席者			
区教育委員会	長	山本	亨
教育委員	長	横井	利男
教育委員	員	雁部	隆治
教育委員	員	阿部	博道
教育委員	員	坂根	慶子
教育長	長	横山	信雄
説明のために出席した職員			
副区長	長	高野	祐次
企画経営室参事	参事	岩瀬	均
(政策担当課長事務取扱)			
総務部長	長	鈴木	陽子
財政担当課長	長	渡辺	一夫
教育委員会事務局次長	次長	後藤	隆宏
教育委員会事務局参事	参事	岩佐	一郎
(庶務課長事務取扱)			
教育委員会事務局参事	参事	高橋	宏幸
(すみだ教育研究所長事務取扱)			
学務課長	長	須藤	浩司
指導室長	長	月田	行俊
生涯学習課長	長	岡本	香織
スポーツ振興課長	長	佐久間	英樹
ひきふね図書館長	長	石原	恵美

2 議題について

- (1) 墨田区総合教育会議運営要綱について
- (2) 教育大綱の策定について
- (3) 教育課題について

3 議事の内容について

教育委員会事務局次長 これから、墨田区総合教育会議を開催いたします。この会議の運営及び傍聴につきましては、この会議で決定することとなっておりますが、それまでは、「案」として机上配布させていただいております要綱に基づいて進めさせていただきます。本日は、第1回目ですので、まず、はじめに、区長と教育委員会委員長からそれぞれご挨拶をいただきます。それでは、山本区長からお願いいたします。

区長 皆さんこんにちは。山本亨でございます。本日は、お忙しい中、墨田区総合教育会議に出席していただき誠にありがとうございます。教育委員の皆様におかれましては、日頃から墨田区の教育行政に多大なお力添えをいただき、改めて感謝を申し上げます。本区で初めてとなる、第1回墨田区総合教育会議の開催にあたりまして私から一言御挨拶申し上げます。皆様もご承知のとおり、この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置することとなったものです。この法律改正は、平成23年に起きた大津市の中学2年生の自殺という傷ましい事件を発端に、様々な議論を経て、昨年公布、今年の4月1日に施行されました。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制を明確にして、迅速な危機管理体制を構築し、地方公共団体の長と教育委員会との連携を強化するといった改革を行うものです。昨今の子どもたちを取り巻く情勢は、急激に変化しています。子どもの貧困の問題や放課後の使い方など、区長と教育委員会が連携して対処していかなければならない課題も大変多くなっていると思います。私は、先の定例会で知・徳・体のバランスのとれた教育の推進について申し上げましたが、この総合教育会議では、子どもたちのことに限らず、様々な教育課題を協議していきたいと思っております。教育委員の皆様からも忌憚のないご意見をいただいて、墨田区のよりよい教育環境を整備していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会事務局次長 ありがとうございます、続きまして、横井委員長お願いいたします。

横井委員長 教育委員会委員長の横井でございます。山本区長は、この度、墨田区長に就任され、いつも区民、区政のためにご活躍されており、心から敬意を表したいと思っております。さて、総合教育会議については、個人的には必要ないと思っておりました。墨田区の場合、以前から区長と教育委員会との連携は、阿吽の呼吸のような感じでうまくいっていたと思っております。ところが、最近の世の中の様子を見ると、少し前の川崎市での事件、そして今回の大阪寝屋川市での事件など、学校教育や教育委員会制度だけでは解決できない子供たちの問題が多く出てきているのではないかと思います。昨年度は、学校教育や教育委員会だけでは対応しきれない、スマートフォンや携帯電話による子供たちのいじめの問題について、青少年育成委員会をはじめ地域の皆様のご協力、キャンペーンをスタートさせることができました。そういったことが、これからますます必要になってくるのではないかと考えております。そう言った意味で、総合教育会議は非常に有意義な位置付けになると痛切に感じております。ぜひ、区長と教育委員会と連携し、

墨田区の子供たちのために、より良い教育、より良い生活が送れるようになるための話し合いをしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会事務局次長 ありがとうございます。それでは、会議の進行について、山本区長よろしくお願いいたします。

区長 それでは、順次協議を進めてまいります。本日は、第1回目でもありますので、はじめに、この総合教育会議の概要について事務局から説明してください。

教育委員会事務局次長 総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が本年4月から施行されたことにより、各自治体で設置・運営することとなったものです。この会議は、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育にかかる課題やあるべき姿を共有しながら、施策の推進を図っていくことを趣旨としております。会議の構成は、区長及び教育委員会の合計6人で、区長が会議を招集することとなっておりますが、教育委員会からも区長に対して協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができることとなっております。また、協議する内容は、「教育大綱の策定に関すること」、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」と定められています。説明は以上でございます。

区長 ありがとうございます。ここまでの説明について、何かご質問はありませんか。それでは、後藤次長のご説明のとおりということで、早速、議題に入らせていただきます。

議題1 墨田区総合教育会議運営要綱について

庶務課長 墨田区総合教育会議要綱(案)について説明します。この要綱を作成する経緯ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、その第1条の4に総合教育会議という規定が定められております。その中の第9号に、この法律に定めるものの他、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるという規定がございます。その規定に沿ってこの要綱を作成したということです。新規の要綱という扱いになりますので、条文を順次読み上げさせていただきます。まず、第1条です。この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、墨田区総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。次に第2条です。議長は、区長をもって充てる。2項として議長は、会務を総括し、総合教育会議を代表する。続きまして、第3条 区長は、必要の都度会議を開催するものとし、招集に当たり協議すべき具体的事項を示すものとする。2項として、区長は、緊急を要すると認めるときは、教育長のみを招集し、会議を開催することができる。この場合において、教育長は、会議の開催後、速やかに、当該会議における協議結果について教育委員会に報告しなければならない。次に第4条の会議の公開についてです。会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。(1)として、墨田区情報公開条例第6条各号に掲げる非公開情報について協議するとき。(2)として、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。続きまして、第5条の会議の傍聴についてです。会議を傍聴しようとする者は、会議開催日当日、受付で傍聴人受付票に住所氏名等を記入しなければならない。2項として、傍聴人の数は10人以内とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができます。

る。本日は、「区長が特に必要と認める時」を運用として、傍聴人を20人とさせていただきます。続きまして第3項です。傍聴人の決定は、先着順とする。ただし、会議開始時刻の1時間前までに傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により決定するものとするということです。なお本日は、抽選を行っておりません。続いて、第6条の傍聴することができない者についてです。次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。(1)として、他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者。(2)として、ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者。(3)として、酒気を帯びていると認められる者。(4)として、前3号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者でございます。次に、第7条の禁止行為についてです。傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。(1)として、発言し、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。(2)として、騒ぎ立てる等議事を妨害すること。(3)として、鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をすること。(4)として、飲食及び喫煙をすること。(5)として、前各号に掲げるもののほか、会議室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。続いて、第8条の撮影、録音の禁止についてです。傍聴人は、写真・映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、議長が許可したときは、この限りでない。続いて、第9条の傍聴人の退場についてです。傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。(1)として、議長が秘密会を宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。(2)として、傍聴人が前2条の規定に違反し、議長が退場を命じたとき。次に、第10条の議事録についてです。議長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。次に、第11条の事務局についてです。会議の事務局を教育委員会事務局に置く。続いて、第12条のその他です。この要綱に定めるもののほか、会議の開催及び議事の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定めるとしてございます。そして最後に付則としてこの要綱は、平成27年8月20日から適用するということとしてございます。以上が要綱案の説明です。

区長 ただ今の説明について、何かご意見はございませんか。

阿部委員 第1条の目的の末尾の書き方についてですが、「目的とする」ではなく、「必要な事項を定める」と表現した方が良いと思います。中身についてはありませんが、その部分が気になりました。

庶務課長 ご指摘を踏まえ、「定める」で止めまして、「ことを目的とする」という部分は削除させていただこうと思います。

区長 では、そのように訂正をさせていただきます。この要綱は一番大事な柱であり、今日からの適用ということになるわけですから、第1回目として、最初の段階でしっかりしたものを作成したいと考えております。

坂根委員 第3条の2についてです。「教育長は、会議の開催後、速やかに当該会議における協議結果について教育委員会に報告しなければならない。」とありますが、「協議結果」をできれば丁寧に「協議経過及び結果」とした方が分かりやすいのではないかと思います。

区長 坂根委員のお話に付随してですが、「教育長のみを招集し」というケースというのが事務局として案を作った段階では、どんなことを想定しているのか、この2点について説明してください。

庶務課長 経過及び結果についてですが、協議結果とは、経過も当然含まれるという考え方で規

定整備をさせていただきました。経過という言葉を書き記した方がよいという総合教育会議のご意見であれば、修正をさせていただきます。もう1点についてですが、例えばいじめの重大事態の発生等緊急を要したとき、総合教育会議で皆さんを招集する時間がない場合、区長と教育長が緊急に集まるということを想定しています。

区長 それでは、第3条の2については「協議経過及び結果」と修正いたします。

雁部委員 第5条の2の傍聴人の数についてです。今日は第1回目ということで、傍聴人は少ないのですが、この先、保護者等に総合教育会議を広く知っていただくためにも、傍聴人の数を10人から20人に増やした方がよいと思います。一人でも多くの方に聞いていただくというところがよいのではないかと思います。

区長 他区等の総合教育会議で、シンポジウム形式で大きな公会堂で開催していると聞いたことがあります。この規定では、会議室の大小にかかわらず区長の権限で傍聴人の人数を変更できるということですが、今の雁部委員のご意見について、事務局として傍聴人が10人という根拠を説明してください。

庶務課長 原則として10人以内とさせていただくのは、物理的な制約を念頭に置いてのことです。仮に傍聴人を20人以内とし、その人数が入らないスペースの会議室、例えば、教育委員会室やその他庁舎内の会議室等、今回の区議会委員会室ほど大きくない会議室を使用しなければならない場合、縮小して対応するのは、区民への説明が難しいのではと考え、10人以内といたしました。シンポジウムのような開催形式を企画する場合、人数を拡大して対応できるということも想定しており、可能な限り傍聴人を確保するという考え方に変わりはありません。

区長 雁部委員のご意見としては、広く総合教育会議を公開するということが大重要だということですので、小さい会議室で行うことを想定しない方がよいのでは、という意味にも繋がると思います。私自身も区民の皆さんに広く公開し傍聴していただき、区長及び教育委員の皆さんが、墨田の教育についてどう考えているか知っていただきたいと考えております。10人というよりは、20人に増やしてより多くの方々に傍聴していただきたいと思います。また、「会議開始時刻の1時間前までに傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により決定するものとする」という規定についてですが、これは必要ないのではないのでしょうか。

庶務課長 定員の人数を超えた場合、抽選をしなくてはならないので、抽選をするタイミングを1時間前に設定させていただきました。なお、教育委員会会議の傍聴については、今まで1時間半前だったものを先日1時間前に変更いたしました。

教育長 教育委員会事務局を統括する立場からいたしますと、総合教育会議は、区長がおっしゃったように多くの方々が関心のあるところだと思います。ですから、当日大勢の区民が押し掛けて来た時に、会場を整備する立場からいたしますと、一定の時間が必要となります。教育委員会と同じにする必要はありませんが、やはり1時間前という時間はこのままでお願いしたいと考えます。

区長 委員の皆さん、この傍聴人の数及び時間についていかがでしょう。

雁部委員 人数を20人に増やすことによって、抽選をする必要がなくなると思いますので、ここは先着順でよいのではないかと思います。

教育長 重大な事案が起こった場合、総合教育会議を開かなければなりません。そういった時に、マスコミや大勢の傍聴人が来るということを想定しなくてはなりません。ですから、混乱を生じ

させないためにも、この1時間前というのは必要な時間だと考えます。

阿部委員 教育長がおっしゃるように、混乱する場合を想定してこういう規定を設けるわけですが、そういう場合には会場を広くして入れるようなスペースを確保すれば良いと思います。それから、第5条第2項についてです。ただし書として「区長が特に必要と認めるときは」とありますが、この「特に」というのは、極めて例外的な扱いになるので、区長の判断で随時人数を増やせるというのであれば、削除した方が良いと思います。

庶務課長 「特に」を削除するということが、皆様のご意見であれば削除させていただきます。

横井委員長 傍聴人が20人を超えることが想定され、抽選を行わないとすると、広い会議室を確保できる時に開催するわけですね。例えば、リバーサイドホール等大きい会場でできる場合にのみ総合教育会議を開催するしかないということになってしまいます。

区長 例えば、いろいろな大きさの会場があるわけですが、区長の判断で傍聴人の数を変更することができるので、多くの区民に傍聴していただくことができます。その会場に入りきれなかった場合について、1時間前に傍聴人の数が区長の判断した人数を超えていれば、そこは抽選とし、対応するということだと思います。

横井委員長 そうしますと、抽選を行う時間が1時間前か30分前か直前かということが問題になると思います。

庶務課長 教育委員会の例を申し上げますと、教科書採択の時には、30名を超える傍聴希望者がいらっしやいましたので抽選会を開きました。そこでは、くじ引きや本人確認等の手続きがあり、人数が多ければ多いほどその時間がかかります。そういったことを考えますと、やはり30分以上は必要だと思っております。そして、その手続き後、皆さんに席に着いて準備をしていただくこととなりますので、手続きや傍聴人のことを考えますと事務的には、1時間前が適当ではないかと考えます。

区長 会議開始の1時間前にその人数を超えた場合、先着ではなく抽選にするということですね。

庶務課長 はい、抽選をスタートする時間です。準備等のことを考えますと、逆算して1時間前から始めるのが適当だと思います。

横井委員長 実務的なことは事務局にお任せしておりますので、1時間前で良いと思います。

坂根委員 事務局の様子を見ておきますと、やはりそのくらいの時間は必要ではないかと思えます。それから第6条に関してですが、他人に危害を加えるおそれのある物を所持しているとか、酒気を帯びている等を1時間前に見て判断するということも含めると、ただ抽選するだけではありませんので、決して前すぎる時間ではないと考えます。

区長 今のご意見を踏まえ、庶務課長どのような形でどう修正するのか整理してください。

庶務課長 第5条の会議の傍聴についてです。第1項はこのままとします。第2項については、「傍聴人の数は20人以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。」といたします。次に第3項については、案どおりとさせていただきます。

区長 では、そのようにお願いします。他に何かございませんか。

横井委員長 第3条の2項についてです。緊急の場合に、区長と教育長が相談し対応するということについては、やむを得ないとは思いますが、それは総合教育会議と言えるのでしょうか。今度、教育長は教育委員ではなくなります。行政のトップ同士で総合教育会議というのは主旨に合わないのではないのでしょうか。緊急を要する場合は、区長と教育長が対応して、その経過につ

いて総合教育会議を開くということになるのではないかと思います。

区長 今のご指摘についてですが、いかがでしょう。

教育委員会事務局次長 制度の概略について国が考え方の通知を出しております。その考え方にに基づきますと、総合教育会議については、構成員は地方公共団体の長と教育委員会であって教育長及びすべての委員が出席することが基本と考えているが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であるという見解を示しております。あくまでも、緊急避難的なもので、基本ではないということで作成させていただいております。

横井委員長 了解しました。

区長 その他にご意見ありますでしょうか。それでは、お諮りいたします。本件については、ただいまのご議論の中で訂正したことも含めて「案」のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

区長 それでは、そのように決定します。今後は、この要綱に基づいて会議を運営していくことといたします。

議題2 教育大綱の策定について

庶務課長 教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針とされています。また、教育大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情を踏まえつつ、総合教育会議の協議を経て区長が策定することとなっております。さらに、大綱の対象とする期間については、法律では定められておりませんが、区長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度と想定されています。また、国は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、つまり、本区でいう「すみだ教育指針」を定めている場合には、当該指針をもって大綱に代えることができると通知の中で説明しております。教育大綱の説明は以上でございます。

区長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を踏まえ、教育大綱の策定にかかる方針について、協議したいと考えております。私といたしましては、平成28年度からの新基本計画の策定に向けた検討を現在始めたところでもあり、この教育大綱については、新基本計画との整合を図りつつ、すみだ教育指針の上位にある根本的な方針と位置づける方向で、今後皆様と協議してまいりたいと考えております。そこで、参考までに、新基本計画の策定スケジュールについて、企画経営室から説明願います。

企画経営室参事 新基本計画の策定スケジュールについて説明します。本年までの現基本計画の総括作業を現在進めております。9月以降、新基本計画策定に向けまして、具体的に施策体系や施策ごとの目標値、そして事業等をまとめる予定でございます。教育施策についても、その中で具体的に検討していく予定です。その上で、平成27年度中に素案を発表し、その後パブリックコメントを実施し、平成28年6月に策定を完了する予定です。以上です。

区長 ただ今のご説明も踏まえたうえで、先程、私からご提案申し上げた大綱の策定にかかる方針について、教育委員会の皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

教育長 教育大綱については、新しい基本計画を反映させた形が望ましいと思います。暫定的に大綱を作るという考え方もありますが、私としては同時並行的に作っていくことが望ましいので

はないかと考えます。

区長 他区や他市も大綱を策定しておりますが、教育振興基本計画をもって大綱としているところもあります。また、イメージですが大きい柱をいくつか作り、例えば基本計画、大綱そして詳細にわたる指針これを連動させて教育行政をしっかりしたものにしていくというやり方もあると思います。委員の皆さん、ご意見はございませんか。

坂根委員 今までの教育指針を踏まえていくことが大切だと思います。あまり複雑化せず、教育指針の中で良いものを残していくべきだと思います。いろいろなものを盛り込みたいとは思いますが、基本的には、多くの方が良いと考えたものを残し大綱の基本にした方が良いと思います。

区長 教育指針についてですが、平成28年度が最終年度となっております。

教育長 補足ですが、教育大綱を新基本計画と同時並行的に作るとすれば、平成28年度6月に基本計画が策定され、それを受けて平成29年度からの新たなすみだ教育指針作成に教育委員会として着手するというスケジュールとなります。

阿部委員 指針の上位に位置するという事ですので、どういう子供たちに育てほしいのかという、ある程度イメージできるような柱を作っていただき、それをさらに具体化するのがすみだ教育指針となると分かりやすいのではないのでしょうか。

横井委員長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の説明会に出席いたしましたが、文部科学省からの説明によると大綱は、阿部委員がおっしゃるように、まさに大綱であって、大きな括りのものになるというようなお話でした。ですから、区長から柱となる大きなコンセプトにあたるものをいくつか出していただいて、その具体的なものを教育指針に盛り込まれるというような、そういった点で教育長は同時並行でおっしゃっていたと思います。その辺は区長から具体的に出していただいた方が良いと思います。

雁部委員 横井委員長がおっしゃったように、墨田区として教育をどう捉えてどういう方向にもっていくかという大まかなところは決めていただき、それに則して細かいところを決めていくかたちが良いと思います。

区長 様々なご意見をいただきました。そして、スケジュール等についてもだいたいの状況を皆さんと共有できたと思います。大綱については、私からある程度の方向性を出した上で、それを次回以降、皆さんのご意見に沿いまして今後の総合教育会議で検討、協議していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

区長 それでは、そのように決定させていただきます。

議題3 教育課題について

区長 次に、教育課題について意見交換をさせていただければと思います。この総合教育会議は、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育にかかる課題やあるべき姿を共有しながら、施策の推進を図っていくことを趣旨としております。本区においても、様々な教育課題がありますが、私としては、この会議の趣旨を踏まえ、ぜひとも、この機会に教育と福祉との連携により取り組むべき課題について、教育委員会の皆様と意見交換をしたいと考えておりますが、何かご意見はありますか。先程の横井委員長からお話がありました、大阪の寝屋川市の事件については、ニュースを聞くたびに心を痛めるものがあります。こういった事件が昨今多いという状況があり

ますが、そういったことも踏まえているいろいろなご意見をいただきたいと思います。特に、子供の貧困対策そして放課後子ども総合プランという放課後の問題、子ども子育て支援新制度への対応等についてご意見があればお願いいたします。

坂根委員 子供の貧困に対し、大学の授業料と国家公務員初任給との関連について、という資料を提出させていただきました。これを見ていただきますと、1952年の東京大学の授業料と初任給がほぼ同じくらいです。次に1972年の慶応大学の授業料が8万円というのと、4年後に卒業する1976年の初任給は8万6千円ということで、だいたい初任給で私立大学の授業料が払えているということが分かります。現在は、国立大学でも初年度の入学金を除いて授業料が50万円以上、それに対して国家公務員の初任給が21万円弱ということで、いかに教育費が値上がりしているかということが分かります。それから、区報8月1日号に、塾の費用が貸付の対象になる受験生チャレンジ支援事業というのが一面に載っており、素晴らしいと思いました。ただ、このようなことを情報として皆さんが知らない場合が多々あると感じておりまして、もう少し周知方法を考える必要があると思います。

区長 教育費がこんなにも高くなっていることを、改めて認識しました。

坂根委員 広報が発信していても、日本語が読めない等のいろいろな理由で、援助してもらえることを知らない方も多いと思います。

阿部委員 別の観点からですが、貧困に限らず、児童虐待等で必ずしも保護者がお子さんの面倒を見られていない、食事を与えない等困った状況もあります。そういったところに行政と地域がどこまで介入できるか、なかなか難しいとは思いますが、ある程度、社会や地域が介入してでも救済できるよう、行政がバックアップすることはできないでしょうか。なんとか自分自身で自立できるまで応援できないかと思います。

坂根委員 阿部委員がおっしゃったとおり、地域の子供を支えるということで、実際に、よく広報していると思います。ただそこまで行く前に、例えば、小中学校の保護者ですと、学校が一番身近な相談窓口だと思います。先生との信頼関係があると、かなりの問題が解決できるのではないのでしょうか。また、教育だけではなく、子育てのこと等いろいろと相談できる場を地域に提供し、そして、相談に乗るのは行政の人間より身近な方のほうが話しやすいと思いますので、地域の方にお任せするというのが良いと思います。

区長 教育指針の中に、暖かい家庭作り、学び合える地域作りへの支援等、教育改革の方向性について載っております。それから、家庭教育力向上、相談体制の充実等具体的な取組の中で、今提案していただいた内容について解消し、あるいは育てていくということに繋げていかなければなりません。ただ、やはり難しい問題だと思いますので、アプローチの方法等を考え、貧困の問題、学力向上等に結び付けていくことが大事だと考えます。他にご意見はございませんか。

横井委員長 スマートフォン等についてです。いろいろな考えを持つ保護者がいらっしゃる中で、学校が一律に統一することは難しいと思います。区を挙げて、使い方についてもっとも打倒な常識的なルールをうち出し、あとは各家庭が判断するという方向になると良いと思います。使い方は、一律ではなく大筋はこうだけど、それぞれのご家庭の事情で多少のブレがあるということを皆が理解しなければならないと思います。

雁部委員 LINEやスマートフォン等のコミュニケーションの道具は、もうすでに普及しているものですから、これを規制するというのはなかなか難しいと思います。問題は、コミュニケーショ

ンの方法です。今の学校では、先生と生徒との対話が、昔より少なくなっていると感じております。顔を合わせて話すということが増えれば、実際のコミュニケーション能力も上がるのではないのでしょうか。先生が子ども達と向き合うということを真剣に考え、日頃から話をするを習慣化していけば、いじめの問題にしても、すぐに気付くことができると思います。そして、担任も一人で解決しようとせず、皆で解決できるよう情報の共有ができる場を作ることが大切です。それから、最近、両親共働きの家庭が増え、学校から帰っても誰もいないという環境では、なかなか家庭学習ができる状況ではないと思います。子供たちを見守ってあげる時間を多くすること、そういう環境を整えることが大切ではないのでしょうか。それから、放課後子ども総合プランについてですが、これもいろいろ問題がありまして、学校教育の時間と放課後の見守りの時間を分けるのか一緒なのか異なった考え方があるので、その辺は行政がきちんと住み分けをしないとイケないと思います。貧困の問題もそうですが、やはり子供を孤立させないことが一番大事ではないのでしょうか。

坂根委員 SNSについてですが、これはコミュニケーションではないと思います。「お」で、おはようございます、「よ」で、よろしく願います、ボタンを押せばその言葉がでてくるようでは、これはコミュニケーションと呼べるかどうか疑問です。一番大切なのは、言葉だと思います。子供は、親や教師の言葉を聞いて育ちますので、大人がきちんとした言葉を使わないとイケないと思います。子供言葉ではなく、大人と同じように話しかけることで、子供も大人になったと自覚できると思います。そうすれば、大多数の問題が解決できるのではないかと思います。墨田区の子供たちは明るく、挨拶もきちんとできますから、大人がもっと支援するという体制を作っていけば、より成長できると思います。

教育長 区長部局と教育委員会とで、7月から子供の貧困対策連絡会を設置して検討を始めております。行政だけではなく、各学校での先生方の貧困に対する意識をどう変えていくか、教育委員会事務局として重点的に対応していくべきだと考えております。

区長 貧困の問題は、複雑でありまして、それぞれの切り口でご意見をいただきました。その中で、区でできること、地域でできることそして学校の先生との信頼関係等、今の社会の問題だという認識の下に、継続的に対応しなければならない重要課題だと考えます。そして、教育長からお話があったように子供の貧困対策連絡会を設置して、来年度予算に反映させなければなりません。それから、塾に行きたくても行けない、学校の勉強がなかなかうまくいかない等のお子さんを対象にした中学校チャレンジ教室を先日見てきました。そこで頑張っている姿を見ると、我々大人がもっとできることはないのかと痛切に感じました。これからの重要課題として、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

横井委員長 以前、学校では勉強だけをすればよかったのですが、昔と比べて今は、躰や部活動等、学校に求められているものが多すぎると思っています。もう少し、学校の負担を減らせないだろうか。例えば、部活動についてですが、学校単位ではなく、区全体で支える等すれば、学校教育での先生方の負担が減るのではないのでしょうか。子供とのコミュニケーションをとる時間を確保するためにも、抜本的なやり方が必要だと思います。教育委員会の枠に囚われず、広い目で見る事ができる、この総合教育会議の中で打出せたらいいと思います。長い伝統がある教育ですので、急激的に変えることは難しいけれども、発想を転換して考えられるのも総合教育会議なのではないでしょうか。

区長 ありがとうございました。この総合教育会議の中で、新たな発想や思い切ったことをやってみるということを議論していくという横井委員長のお話でしたが、私も同感です。ぜひ、そういう流れの会議にしていきたいと思います。他にはございませんか。それでは、様々なご意見、ありがとうございました。本日、頂戴したご意見は、今後、ご協議いただく教育大綱の策定に向けた検討の参考とさせていただきます。本日の予定された協議・調整事項は終わりました。事務局から連絡事項等ありますか。

教育委員会事務局次長 次回の総合教育会議は、11月頃開催させていただければと考えております。日程は後日改めて調整させていただきます。

区長 開催については、私の方からご案内させていただきます。以上で、第1回墨田区総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。